

別表（第2条、第7条、第8条関係）

違反項目		適用条文	標準処分例 (日数は、事務禁止期間)
1 専任の宅地建物取引士としての名義の使用	法第68条第1項第1号に規定する業者に自己が専任の宅地建物取引士として従事している事務所以外の事務所の専任の宅地建物取引士である旨の表示をすることを許し、当該業者がその旨の表示をした場合	68条②、④	90日
2 他人への自己名義の使用許可	法第68条第1項第2号に規定する他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して宅地建物取引士である旨の表示をした場合	68条②、④	60日
3 宅地建物取引士の事務に関する不正、不当な行為	(1) 法第68条第1項第3号に規定する宅地建物取引士として行う事務に関し不正又は著しく不当な行為をした場合（(2)及び(4)の場合を除く。）	68条②、④	7日
	(2) (1)の場合において、当該行為により関係者の損害が発生した場合（(3)及び(4)の場合を除く。）	68条②、④	15日
	(3) (2)の場合において、当該関係者の損害の程度が大であると認められるとき（(4)の場合を除く。）	68条②、④	30日
	(4) (1)の場合において、当該行為が故意により行われたとき	68条②、④	90日
4 指示に従わない場合	法68条第1項及び第3項の規定による指示に従わない場合	68条②、④	15日